

令和3年12月1日

各府省事務次官 殿

各外局長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」の一部改正について（通知）

「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（平成6年7月27日職職—328）」の一部を下記のとおり改正したので、令和4年1月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
第14 特別休暇関係 1 規則第22条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(6) (略)	第14 特別休暇関係 1 規則第22条第1項の特別休暇の取扱いについては、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(6) (略)

(7) 第5号の2の「不妊治療」

とは、不妊の原因等を調べるための検査、不妊の原因となる疾病の治療、タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精等をいい、同号の「通院等」とは、医療機関への通院、医療機関が実施する説明会への出席（これらにおいて必要と認められる移動を含む。

)等をいい、同号の「一の年」とは、1暦年をいい、同号の「人事院が定める不妊治療」は、体外受精及び顕微授精とする。

(8)～(17) (略)

2 (略)

3 規則第22条第1項第5号の2、第11号若しくは第12号に規定する一の年の初日から末日までの期間、同項第9号に規定する人事院が定める期間又は同項第10号に規定する出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経

(新設)

(7)～(16) (略)

2 (略)

3 規則第22条第1項第9号に規定する人事院が定める期間、同項第10号に規定する出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間又は同項第11号若しくは第12号に規定する一の年の初日から末日まで

過する日までの期間（以下この項において「対象期間」という。）内において、規則第18条の3各号に掲げる場合又は勤務時間の変更等に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下この項において「該当日」という。）における特定休暇の日数及び時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に二以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの項の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同項の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

(1)・(2) (略)

第17 休暇の承認関係

1～3 (略)

の期間（以下この項において「対象期間」という。）内において、規則第18条の3各号に掲げる場合又は勤務時間の変更等に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。以下この項において「該当日」という。）における特定休暇の日数及び時間数は、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に二以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日と、当該直前の該当日においてこの項の規定を適用した場合に得られる日数及び時間数を当該該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれぞれみなして、各々の該当日について同項の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。

(1)・(2) (略)

第17 休暇の承認関係

1～3 (略)

<u>4</u> <u>規則第22条第1項第5号の</u> <u>2の休暇の承認に係る証明書類</u> <u>には、例えば、診察券、領収書</u> <u>、治療の内容が分かる書類等が</u> <u>含まれる。</u>	(新設)
<u>5・6</u> (略)	<u>4・5</u> (略)

以 上